

すみたちょうしゃかいふくしきょうぎかいしていしょうがいふくし きょたくかいごじぎょうしょ
□住田町社会福祉協議会指定障害福祉サービス居宅介護事業所

重要事項説明書

れいわ ねん がつ にち げんざい
〔令和 7年 7月 1日 現在〕

きょたくかいごいん ほーむへるばー けいやくしゃ きょたく しんたい かいご にちじょうせいかつじょう
居宅介護員（ホームヘルパー）が契約者の居宅において、身体の介護や日常生活上
えんじょう さーびす おこな
の援助等のサービスを行います。

せつめいしょ ごかくにん あんしん ごりょう おねがい
この説明書でご確認いただき、安心してご利用くださいますようお願いいたします。

1. 事業者

めい しょう 名 称	しゃかいふくしほうじん すみたちょうしゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉法人 住田町社会福祉協議会
だいひょうしゃ 代表者	かいちょう いずみ た よし あき 会長 泉 田 義 昭
しょざいち 所在地	いわてけんけせんぐんすみたちょう せ た まいあざかわむかい 岩手県気仙郡住田町世田米字川 向 9 6 - 5
でんわばんごう 電話番号	0 1 9 2 - 4 6 - 2 3 0 0
ばんごう FAX番号	0 1 9 2 - 4 6 - 2 3 2 1
ほうじんせつりつねんがつび 法人設立年月日	しょうわ 5 2 ねん 8 がつ 2 4 にち 昭和 5 2 年 8 月 2 4 日

2. 事業所

(1) 概要

めい しょう 名 称	すみたちょうしゃかいふくしきょうぎかいしていしょうがいふくし さーびす きょたくかいごじぎょうしょ 住田町社会福祉協議会指定障害福祉サービス居宅介護事業所
じぎょうしょばんごう 事業所番号	だい 第 0 3 0 0 0 1 0 0 1 0 1 1 6 8 号
していねんがつび 指定年月日	へいせい ねん がつ にち 平成 1 8 年 1 0 月 1 日
しょざいち 所在地	いわてけんけせんぐんすみたちょう せ た まいあざかわむかい 岩手県気仙郡住田町世田米字川 向 9 6 - 5
かんりしゃ 管理者	きくち のりこ 菊池 徳子

でんわばんごう 電話番号	0192-47-3357
ばんごう FAX番号	0192-47-3357
サービスを 提供 する対象地域	すみたちょうない 住田町内

(2) 事業所窓口の営業日及び営業時間

えいぎょうび 営業日	げつようび にちようび 月曜日～日曜日
えいぎょうじかん 営業時間	ごぜん じ ふん ごご じ ふん 午前8時30分～午後17時30分
サービス提供 時間	じかん 24時間

(3) 事業所の職員体制

事業所の職員は、次のように配置しています。

しよく めい 職 名	ぎょうむないよう 業務内容	じんいん 人員
かんりしゃ 管理者	しよくいんおよびぎょうむかんり せいきゅう じ む とう 職員及び業務管理、請求事務等	めい 1名
サービス提供責任者	きょたくけいかく さくせい ちょうせい とう 居宅計画の作成、調整等	めいいじょう 3名以上
きょたくかいごいん 居宅介護員	きょたくかいごさーびす ていきょう 居宅介護サービスの提供	めいいじょう 10名以上

※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

3. 提供するサービス内容

(1)

さーびすくぶん しゆるい サービス区分と種類	さーびす ないよう サービスの内容
きょたくかいごけいかく さくせい 居宅介護計画の作成	そうだんしえんじぎょうしよ さくせい けあぷらん もとづき けいやくしゃ 相談支援事業所が作成したケアプランに基づき、契約者の

		じょうたい はあく きょたくかいごけいかく さくせい 状態を把握しながら、居宅介護計画を作成します。
しん 身 たい 体 かい 介 ご 護	はいせつかいじょ 排泄介助	はいせつ かいじょ こうかん とう 排泄の介助、おむつ交換 等
	しょくじかいじょ 食事介助	しょくじ かいじょ すいぶんほきゅう とう 食事の介助、水分補給 等
	にゅうよくかいじょ 入浴介助	にゅうよく ぜんしんよく ぶぶんよく かいじょ せいしき からだ ふく せんぱつ とう 入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪 等
	ちやくいこうかん かいじょ 着衣交換、介助	きがえ おてつだい とう 着替えのお手伝い 等
	たいいこうかん 体位交換	とこずれよぼう たいいこうかん とう 床ずれ予防のための体位交換 等
	いじょうかいじょ 移乗介助	くるま いじょう かいじょ とう 車いすなどへの移乗の介助 等
	りしやう しゅうしんかいじょ 離床・就寝介助	べつど おきあがり かいじょ しんぐこうかん とう ベッドからの起きあがりの介助、寝具交換 等
	ふくやくかいじょ 服薬介助	くすり かくにん ふくやく おてつだい とう 薬の確認、服薬のお手伝い 等
じりつ せいいかつ しえん 自立生活支援のた め の見守りの援助	にちじょうせいいかつ じりつ こえがけ みまもり いよくかんしん ひきだし 日常生活の自立への声掛けと見守り、意欲関心の引き出し、 とも おこなう かいじょ ちょうり とう 共に行う家事・調理 等	
	そのた ひつよう さーびす ていきよう その他、必要なサービスの提供	
せい 生	ちやう り 調理	しょくじ しようい はいぜん げぜん とう 食事の用意、配膳、下膳 等
かつ 活	せん たく 洗濯	いるいとう せんたく しゅうのう とう 衣類等の洗濯、収納 等
えん 援	そう じ 掃除	きよしつ そうじ せいりせいとん とう 居室の掃除や整理整頓 等
じよ 助	かいもの 買い物	にちじょうせいいかつ ひつよう ぶつびん かいもの とう 日常生活に必要な物品の買い物 等
	そのた ひつよう さーびす ていきよう その他、必要なサービスの提供	

① サービスの準備や健康チェック・相談援助・情報収集・サービス提供後の記録
なども、サービスの内容に含まれます。

② 直接本人の援助に該当しないサービス及び日常生活の援助に該当しない
サービスは、提供することができません。

③ 重度訪問介護（全身性障害がある方など日常生活全般に常時の支援を要する方を対象としたサービスです。）身体介護 家事援助 見守りを行います。

④ 行動援護（知的障害者又は精神障害により、行動上著しい困難を有する知的障害者・障害児・精神障害者であって、常時介護を必要とする方を対象としたサービスです。）行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行います。

⑤ 移動（外出）支援・・・ガイドヘルパーサービス（通院や外出介助を行います。）

（重度の視覚障害がある方、全身性障害がある方及び知的障害がある方など屋外での移動に著しい制限のある方を対象としたサービスです。）官公庁や銀行等の公共機関への用務など社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出援助を行います。

* 1日の範囲内で用務を終えるものを原則とし、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出介助はしません。

⑥ 原則、キャンセル料は頂きませんが、中止の場合は早めに連絡を頂きます。

(2) 居宅介護員の禁止事項

居宅介護員はサービスの提供に当たって、次の事項は行いません。

- ・ 前項②のサービス
- ・ 医療行為または医療補助行為
- ・ 契約者若しくは家族の金銭、預貯金通帳、書類等の引出や預かり
- ・ 契約者若しくは家族からの金銭、物品、飲食の受け取り
- ・ 活動車での契約者の送迎
- ・ 契約者もしくは家族に対して行う業務外の営業的活動等

(3) サービス利用料金

① 居宅介護・重度訪問介護

サービス内容	利用料金	加算
身体介護 30分未満	2,560円	特別地域加算として利用料金に15%が加算されます。
家事援助 30分以上1時間未満	1,970円	
通院介助(身体伴う) 30分移乗1時間未満	4,040円	
同行援護(身体否) 30分以上1時間未満	3,020円	

* 6:00～8:00及び18:00～22:00のサービスは25%増し

* 22:00～6:00のサービス提供については50%増し

② 月ごとの利用者負担には上限があります。

障害福祉サービスの自己負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限が設定され、

ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯(注1)	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割28万円未満)注2	4,300円
一般2	上記以外	37,200円

(注1) 3人世帯で障害者基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下

の世帯が対象となります。

(注2) 収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。

4. 守秘義務と個人情報保護

事業者及び事業所の従事者は、サービス提供する上で知り得た契約者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約の終了後、または従事者退職後も同様です。

- 2 事業所は、契約者または家族からあらかじめ同意を得た上で、サービス担当者会議等において、契約者または当該家族の個人情報を用いる場合があります。

5. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する障害サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

6. 衛生管理等

- (1) 居宅介護員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 居宅介護事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。

7. サービス内容に関する苦情

- (1) 当事業所における苦情やご相談は、次の窓口で受け付けます。

<p>すみたちょうしゃかいふくしきょうぎかい 住田町社会福祉協議会</p> <p>していしょうがいふくしサービス 指定障害福祉サービス</p> <p>きょたくかいごじぎょうしょ 居宅介護事業所</p> <p>でんわ 電話 46-2300</p>	<p>まるくじょうかいけつせきにんしゃ ◎苦情解決責任者</p> <p>じぎょうしょかんにりしゃ 事業所管理者</p> <p>まるくじょううけつたんとうしゃ ◎苦情受付担当者</p> <p>さーびすていきょうせきにんしゃ サービス提供責任者</p>
	<p>くじょうかいけつせきにんしゃ ◎苦情解決責任者</p> <p>じむきょくちやう 事務局 長</p>

<p>すみたちょうしゃかいふくしきょうぎかい 住田町社会福祉協議会</p> <p>でんわ 電話 46-2300</p>	<p>くじょううけつけたんとうしゃ じむきょくちょう ◎苦情受付担当者 事務局 長</p> <p>くじょうかいけつだいさんしゃいん ◎苦情解決第三者委員</p> <p>すみたちょうみんせい じどういんきょうぎかい 「ふくかいちょう2めい 住田町民生・児童委員協議会〈副会長2名</p> <p>> <</p>
---------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

8. 第三者評価の実施状況について

ほんじぎょうしょ だいさんしゃひょうか じっしじょうきょう い か とおり
本事業所の第三者評価の実施状況は以下の通りです。

<p>じっし ゆうむ 実施の有無</p>	<p>あ り ・ な し</p>
--------------------------	------------------

とうじぎょうじょいがい か き まどぐち くじょう ごそうだん うけつけ
(2) 当事業所以外にも、下記の窓口で苦情やご相談の受付をしています。

<p>すみたちょうやくば 住田町役場</p> <p>ほけん ふくしか かいご ほけん 保健 福祉課 介護 保険</p> <p>たんとうがかり 担当係</p>	<p>しよざいち けせんぐんすみたちょうせ たまいあざかわむかい 所在地 気仙郡住田町世田米字川 向88</p> <p>でん わ 電 話 0192-46-3862</p> <p>うけつけじかん 受付時間 8:30~17:15 (月曜日~金曜日)</p>
<p>こくみんけんこうほけんだんたいれんごうかい 国民健康保険団体連合会</p>	<p>しよざいち もりおかしおおさわかわほら 所在地 盛岡市大沢川原3-7-30</p> <p>でん わ 電 話 019-604-6700</p> <p>うけつけじかん 受付時間 8:00~17:00 (月曜日~金曜日)</p>
<p>いわてけんしゃかいふくしきょうぎかい 岩手県社会福祉協議会</p>	<p>しよざいち もりおかしさんぼんやなぎ 所在地 盛岡市三本柳8-1-3</p> <p>でん わ 電 話 019-637-8871</p> <p>うけつけじかん 受付時間 8:00~17:00 (月曜日~金曜日)</p>

きょたくかいごさーびすとう ていきょうかいし あたり けいやくしゃ たいしてけいやくしょおよびほんしょめん
居宅介護サービス等の提供開始に当たり、契約者に対して契約書及び本書面に

もとづいて じゅうよう じこう せつめい
基づいて、重要な事項を説明しました。

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

じぎょうしょ
事業所

じょざいち いわてけんけせんぐんすみたちょうせ たまいあざかわむかい
所在地： 岩手県気仙郡住田町世田米字川 向 96-5

な しょう すみたちょうしゃかいふくしきょうぎかいしていしょうがいふくし さーび すきょたくかいごじぎょうしょ
名称： 住田町社会福祉協議会指定障害福祉サービス居宅介護事業所

せつめいしゃ
説明者

じぎょうしょかんりしゃ
 事業所管理者

さーび すていきょうせきにしや し めい いん
 サービス提供責任者 氏名 印

わたし けいやくしょおよびじゅうようじこうせつめいしよ じぎょうしょ きょたくかいご さーび すとう
私は、契約書及び重要事項説明書により、事業所から居宅介護サービス等について

せつめい うけ さーび すていきょう うける どうい
の説明を受け、サービス提供を受けることに同意します。

せたまい
世田米

けいやくしゃ
契約者

じゅう しよ いわてけんけせんぐんすみたちょう しもありす あざ
住所 岩手県気仙郡住田町 下有住 字

うえありす
上有住

し な いん
氏名 印

かぞくまた
家族又は

じゅう しよ
住所

だいにんにん
代理人

し めい いん
氏名 印

けいやくしゃ ぞくがらまた かんけい
(契約者との続柄又は関係 _____)